

大分県報

令和元年
第四六号
十月十一日

（金曜日）

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 公 告……………二
- 所有者等を確知することのできない農地の利用の裁定の申請……………二
- 開発行為の完了……………二

○告示

大分県告示第二百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和元年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由	前田 教 寿	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター 別府市内竈一四七三番地	令元・九・一九
腎臓の機能障害	河野 恵美子	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一 番地	〃
肢体不自由	佐々木 雄基	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一 番地	〃

令和元年十月十一日

大分県報（告示）

一

番地

大分県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道田野庄内線	由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番七から 由布市庄内町野畑字スタノ木二二六五番四まで	一七・〇 メートル 〃 九・〇	三一・〇 〃 九・〇	〃 メートル 〃 七〇・〇	〃 メートル 〃 七三・〇

大分県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道田野庄内線	由布市庄内町野畑字一ノ鳥居二一八七番一六から 由布市庄内町野畑字スタノ木二二六六番五まで	令元・一〇・一一

○公 告

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和元年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
豊後大野市三重町大字宮野字細長一五二番	田	七五一
豊後大野市三重町大字宮野字細長一六一番	田	四九五

二 申請に係る農地の利用の現況

遊休農地

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
豊後大野市三重町宮野字細長一五二番	令和二年一月一日	十九年	補償金なし
豊後大野市三重町宮野字細長一六一番	令和二年一月一日	十九年	補償金なし

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和元年十月二十五日

2 提出先

大分県農林水産部農地活用・集落営農課

3 記載事項

(一) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所
の所在地並びに代表者の氏名）

(二) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年十月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市大字上岡字田ノ口二千二百七十一番ほか十四筆

二 開発区域の面積

四千八百十四・五八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

佐伯市大字稲垣千二百七十八番地

株式会社香川建設

代表取締役 香川 孝一

四 完了検査年月日

令和元年九月二十七日